請 負 契 約 書(案)

第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会実行委員会委員長〇〇〇〇(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「請負者」という。)は、次の条項により、物品製造の請負契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 請負者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (製造物品)
- 第2条 製造物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。
 - (1) 品名 第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会パンフレット
 - (2) 規格 A 4 冊子、220ページ程度
 - (3) 数量 1,700部

(納入期限等)

- 第3条 製造物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
 - (1) 納入期限 令和6年7月19日
 - (2) 納入場所 長野県教育委員会事務局保健厚生課 (請負代金)
- 第4条 請負代金は、○○○○円とする。
 - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円)

(契約保証金)

- 第5条 請負者は、契約保証金○○○○円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。
- 2 発注者は、次条の規定により製造物品の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(納入及び検査)

- 第6条 発注者は、製造物品の納入があったときは、10日以内に請負者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 2 請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となった製造物品について、発注者 の指定する日までに修補し、又は新たに製造して納入し、再度検査を受けなければな らない。
- 3 前2項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

(請負代金の支払)

- 第7条 発注者は、前条の規定により製造物品の引渡しを受けた後、請負者から適法な 支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請負代金を支払うものとする。
- 2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場

合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第8条 請負者は、前条の規定にかかわらず、請負代金の10分の3に相当する額の範囲 内において、請負業務の実施に必要な費用の前金払を発注者に請求することができる ものとする。

(危険負担)

第9条 第6条の規定による引渡し前に生じた製造物品の亡失又はき損による損害は、 請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生 じたものについては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 請負者は、製造物品の引渡し後1年間に、当該製造物品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、 発注者の指定する日までに、自らの負担において当該製造物品を修補し、又は代品を 納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(一括委任等の禁止)

第12条 請負者は、この契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に 委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにし て発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

- 第13条 発注者は、必要があると認めるときは、製造物の仕様等の請負内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議の上、請負代金、納入期限その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 発注者は、第1項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

- 第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが できるものとする。
 - (1) 請負者が、第3条に規定する期限までに製造物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 請負者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
 - (3) 前各号の場合のほか、請負者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

- 第14条の2 発注者は、請負者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したと きは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 請負者(請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。 (下請負契約に関する契約解除)
- 第14条の3 発注者は、この契約の下請負人(一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。
- 2 発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

- 第15条 請負者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに製造物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し年〇.〇%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年〇.〇%の割合で計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。
- 3 請負者は、第10条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当 する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 請負者は、第14条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 請負者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払 わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 請負者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9

項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える 場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

- 第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者 と請負者が協議して定めるものとする。
- (A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と請負者が両者記 名押印の上、各自1通を保有するものとする。
- (B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と請負者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注](A)は紙の契約書を作成する場合、(B)は電子契約を行う場合に使用する。

年 月 日

発注者 住 所 長野市大字南長野字幅下692-2

職・氏名 第1回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会

実行委員長 〇〇〇〇 印

請負者 住 所 〇〇〇〇

法人名 〇〇〇〇

代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等(情報システム、電子計算機 及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等)について、次のと おり取り扱うものとする。

(情報資産等の漏えいの禁止)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された情報資産等 を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には発注者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還 又は破棄しなければならない。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、発 注者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならな い。

(職員等の義務の周知徹底)

第6 受注者は、受注者の職員に対し、個人情報の保護に関する法律第67条に規定する 従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努め るものとする。

(再委託の禁止)

- 第7 受注者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。 (作業場所の特定)
- 第8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、発注者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

個人情報取扱注意事項

- 第1 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 第2 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に 必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定め、書面により発 注者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導 を行う。
- 第5 受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員(以下「使用者」という。)を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受注者は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受注者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受注者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 第7 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記載された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第8 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記載された資料等(複写、複製したものを含む。)を業務完了後速やかに発注者に返還又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第 10 発注者は、定期的又は必要と認めたとき、受注者の事業所に立ち入り、個人情報 保護に関する監査又は受注者に対して報告を求めることができる。
- 第11 受注者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 第12 発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約 の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、発注者と受注者が 協議の上、別に定める。